

東播磨道の供用区間延長に伴う規制区域の指定について

【諮問】

(案)



整備が進む東播磨道

(八幡三木ランプより南方向(加古川方面)を望む(令和4年11月撮影))

令和4年度 景観審議会(第1回広告物部会)

令和4年12月26日

兵庫県まちづくり部都市政策課

1 趣旨

屋外広告物条例に基づき、良好な景観や風致を維持するために必要な道路沿道については、規制区域（禁止地域等）に指定している。

東播磨道（東播磨南北道路）は、段階的に整備・供用が進められているところであるが、このうち、八幡稲美ランプ～八幡三木ランプ間が令和5年春より新たに供用開始される予定である。供用開始後は沿道において通行車輦に向けた広告物掲出ニーズが高まると予想されるため、既供用区間における規制状況を踏まえながら、当該区間においても規制区域（禁止地域等）の指定を行う。

2 東播磨道の概要

東播磨道は、東播磨地域と北播磨地域を結ぶ自動車専用道路で、交通渋滞の緩和や地域間の連携強化・交流促進を図るとともに、山陽自動車道と連携した広域的な物流促進、北播磨総合医療センター等の医療機関と県立加古川医療センター（第3次救急医療施設）との連携強化に資すること等を目的に整備されている地域高規格道路である。

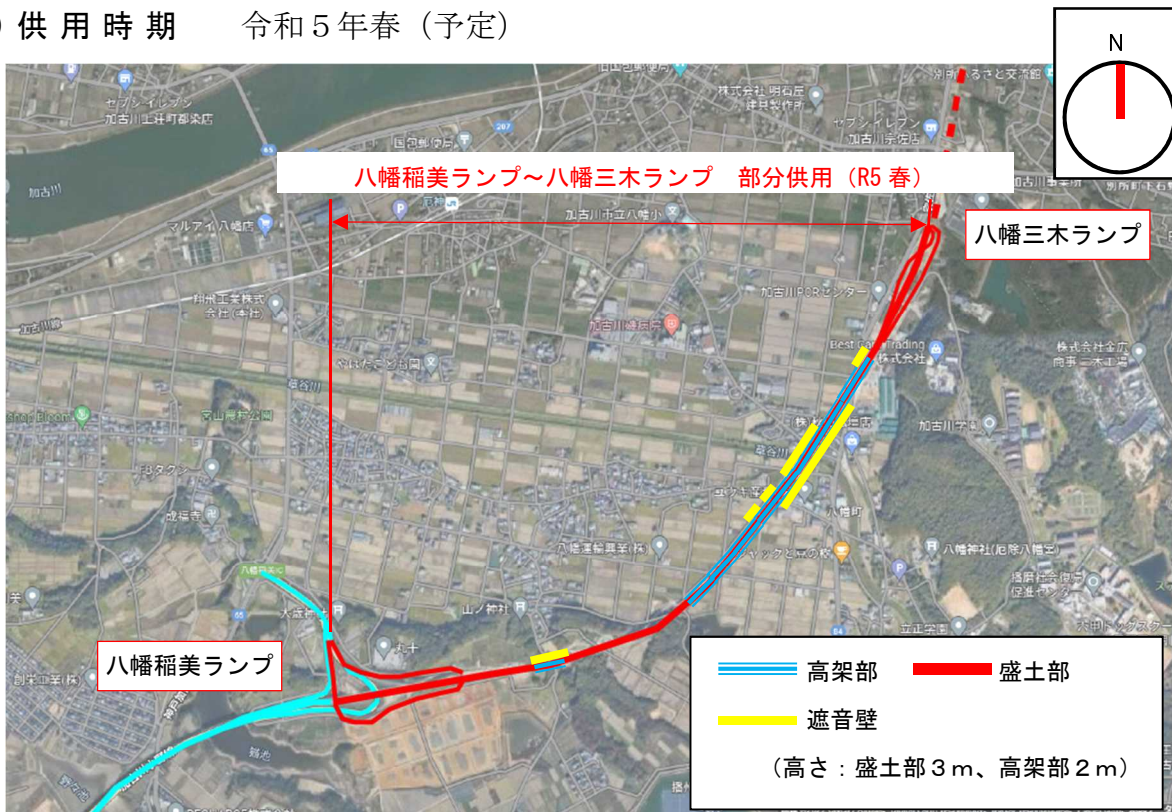
全長12.1kmのうち、南工区として整備された加古川中央ジャンクション（加古川バイパスとの接続部分）から八幡稲美ランプまでの区間は、平成26年3月から供用されている。

平成26年度より北工区として八幡稲美ランプから（仮）国道175号ランプまでの整備が進められており、このうち 八幡稲美ランプから八幡三木ランプまでの区間が令和5年春に部分供用される。

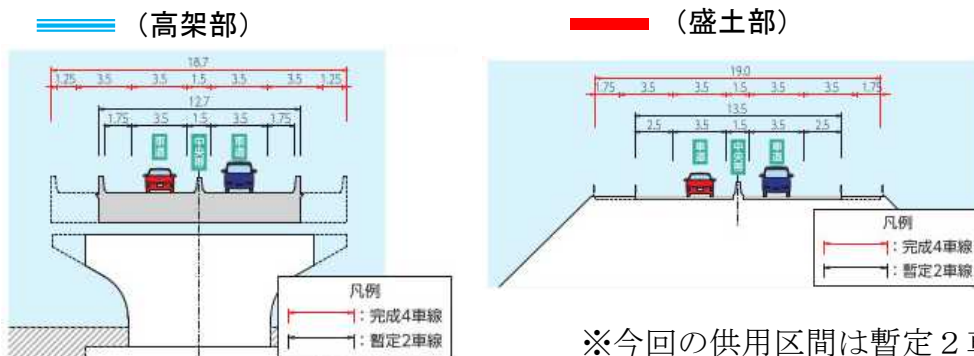


3 今回の供用区間概要

- (1) 区 間 自 八幡稻美ランプ
至 八幡三木ランプ
- (2) 延 長 2.5km
- (3) 道路区分 自動車専用道路 第1種第3級
 ※第1種：阪神高速等の都市高速道路（第2種）以外の高速道路
 ※第3級：平地部の場合は計画交通量20,000台/日未満、山地部の場合は計画交通量20,000台以上の道路
- (4) 車 線 数 4車線（暫定2車線）
- (5) 設計速度 80km/h
- (6) 通行料金 無料
- (7) 供用時期 令和5年春（予定）



道路標準断面図



※今回の供用区間は暫定2車線
（既供用区間も暫定2車線）

4 屋外広告物規制の概要

(1) 禁止地域等（条例第4条）と許可地域等（条例第6条）

ア 禁止地域等

美観風致を維持するため、国立公園等の自然景観の優れた地域、住居専用地域等の都市環境の優れた地域、沿道景観の優れた道路沿道等の地域を「禁止地域等」に指定し、広告物の掲出を原則として禁止している。

イ 許可地域等

禁止地域等に指定されていない区域については、「許可地域等」とし、広告物の掲出にあたって許可を必要としている。

区分		指定対象となる地域（例）	規制
禁止地域等	第1種	国立公園特別地域、緑条例1号・2号区域、沿道景観の優れた道路沿道（主に郡部・山間部）等	強 ↑ ↑ (規制の強さ) ↓ ↓ 弱
	第2種	住居専用地域（1・2低専、1・2中高等）、風致地区、伝建地区、景観形成地区等	
	第3種	沿道景観の優れた道路沿道（主に都市部・平野部）等	
許可地域等		禁止地域等以外の区域	

(2) 禁止物件（条例第5条）

街路樹、信号機、道路標識、公衆電話ボックス、橋、トンネル等は、広告物を掲出できない禁止物件としている。

また、まちの美観を維持するため、電柱、街灯等には、はり紙、はり札、広告旗、立看板の掲出を禁止している。

(3) 適用除外の広告物（条例第7条）

公共広告物、自家用広告物、案内誘導広告物など、社会生活上必要な広告物については、一定の基準（表示面積等）を設けた上で、禁止地域等においても掲出ができることとしている。

（参考）掲出できる広告物（要許可）

区分		一般広告物	自家用広告物	案内誘導広告物	備考
禁止地域等	第1種	設置不可	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所につき10㎡以下 ・屋上には設置不可 	特に必要と認められる場合のみ	原則、自家用広告物のみ
	第2種		<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所につき20㎡以下 ・屋上には設置不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向面積2㎡以下 ・長さ2m以下 ・高さ3m以下 ・相互間距離5m以下 ・誘導距離10km以下 	原則、自家用広告物、案内誘導広告物のみ
	第3種		<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所につき30㎡以下 		
許可地域等		○主な設置基準 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上利用 高さ5m以下（商業系用途地域は10m以下） ・壁面利用 壁面の1/5以下（商業系用途地域は1/4）以下 ・自己敷地の建植え 広告板：面積40㎡以下、高さ15m以下 ・自己敷地外の建植え 広告板：面積20㎡以下、高さ10m以下 			一定規模の広告物が設置可能な地域

5 道路沿道における屋外広告物規制の方針

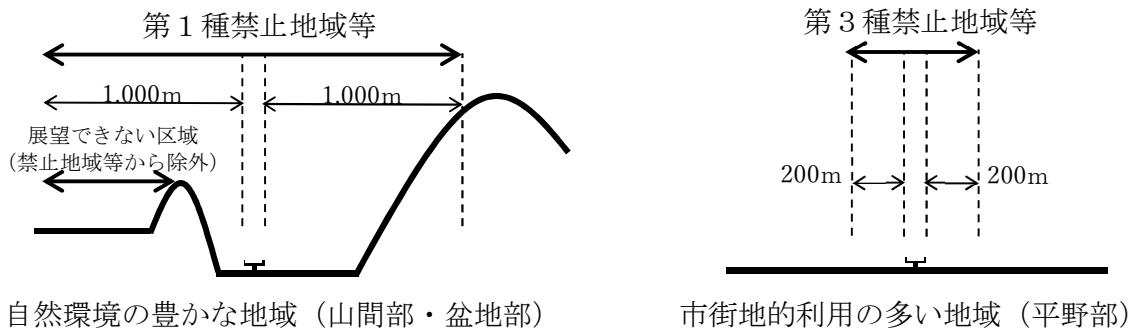
(1) 基本的な考え方（規制区域指定基準）

ア 高速自動車国道・自動車専用道路

広告物の掲出により周辺の優れた景観・風致を阻害するおそれや、通行車に向けた広告物の掲出により円滑安全な高速交通に危害を与えるおそれのある路線について、周辺環境に応じ当該道路から展望できる区域を禁止地域等に指定している。

地域	目的	区域種別	対象区域	指定例
自然環境の豊かな地域 (山間部・盆地部など)	運転者に向けた広告物の掲出を抑制することにより、景観・風致の保全等を図るとともに、円滑安全な高速交通の実現を図る。	第1種 禁止地域等	路端から1,000m以内の区域 (路端から200m超1,000m以内の用途地域を除く)	中国縦貫自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道など
市街地的利用の多い地域 (平野部など)	運転者に向けた大規模かつ周囲から突出した広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図るとともに、円滑安全な高速交通の実現を図る。	第3種 禁止地域等	路端から200m以内の区域	阪神高速大阪池田線、加古川・姫路・太子竜野バイパス、東播磨道(既供用区間)など

<区域のイメージ>



イ 国道・県道等

広告物の掲出により周辺の優れた景観・風致を阻害するおそれのある国道・県道の路線について、周辺環境に応じ当該道路から展望できる区域を禁止地域等に指定している。また、その他の沿道景観が優れた路線は、市町の要望等があった場合に禁止地域等の指定を検討する。

地域	目的	区域種別	対象区域	指定例
沿道に特に優れた自然景観を有する地域	広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図る。	第1種 禁止地域等	路端から1,000m以内の区域 (用途地域を除く)	県道相生宍粟線(田園風景)、県道加美宍粟線(田園風景)、など
その他沿道に優れた自然景観を有する地域	周辺景観から突出した広告物の掲出を抑制することにより、景観の保全等を図る。	第3種 禁止地域等	路端から100m以内の区域 (用途地域及びまちなみの中心区域等を除く)	一般国道9号、一般国道28号、県道加古川三田線など

(2) 道路から広告物が展望・視認できない場合の規制の適用

ア 自然の立地条件（山、谷等）により広告物が「展望できない」区域 （下図④）

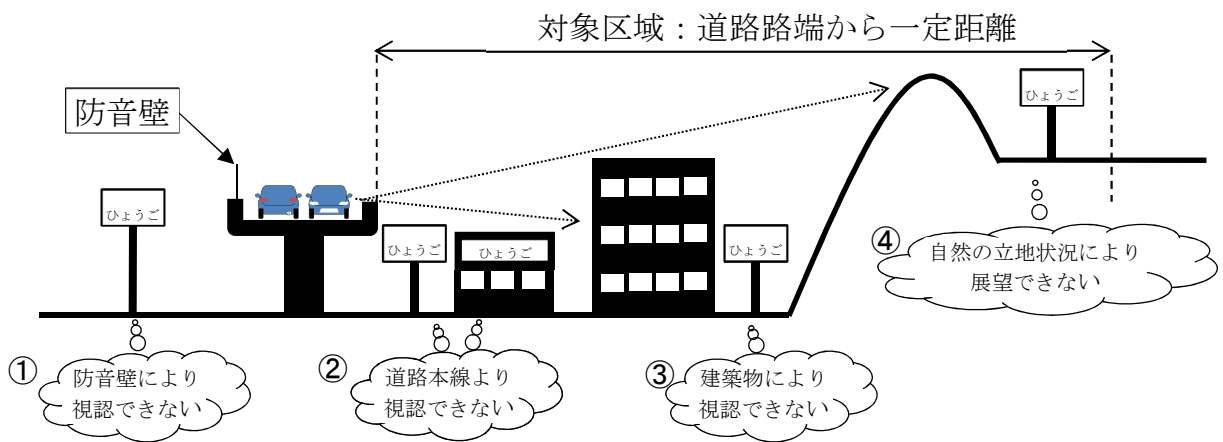
展望できない区域は禁止地域等から除外する（許可地域等として扱う）。

→広告物の掲出等に際しては許可地域の掲出基準を適用する。

イ 人為的障害物（防音壁、建築物等）により広告物が「視認できない」場合 （下図①・②・③）

視認できない広告物は、禁止地域等の掲出基準を適用除外する。

→広告物の掲出等に際しては許可地域の掲出基準を適用する。



(3) 規制区域からの除外（即地的対応）

高速道路等が開通する際には、前記4(1)により規制区域の指定を行っているが、小規模な市街地や、既に多くの広告物等が定着している地域等については、地域の賑わいや経済活動の維持に配慮し、規制区域から除外している。

<除外例>

○鳥取豊岡宮津自動車道（沿道を第1種禁止地域等に指定）

- ・香住町香住区JR山陰本線より北側
- ・新温泉町七釜温泉の周辺

などを禁止地域等から除外

○東播磨道（既供用区間）（沿道を第3種禁止地域等に指定）

- ・市道加古川中部幹線の一部沿道地域
- を禁止地域等から除外

6 東播磨道周辺地域の屋外広告物規制の現状

- (1) 第1種禁止地域等
 - ・山陽自動車道の沿道1,000m以内の区域
- (2) 第2種禁止地域等
 - ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域
 - ※神野地区を住居系用途地域に指定
- (3) 第3種禁止地域等
 - ・東播磨道（既供用区間）の沿道200m以内の区域
 - ・加古川バイパスの沿道200m以内の区域
 - ・県道加古川三田線の沿道100m以内（用途地域を除く）
 - ・JR加古川線の沿線100m以内（用途地域を除く）
- (4) 許可地域等
 - ・上記(1)～(3)に該当しない地域



高速自動車国道
 (供用済み区間) ——
 (今回供用予定区間) ——
 (今後供用予定区間) - - - -

県道 ——
 鉄道 - - - -

凡例	
第1種禁止地域等	
第2種禁止地域等	
第3種禁止地域等	
許可地域等(特定地域)	
許可地域等	

7 規制区域指定（案）

(1) 既供用区間に係る規制区域

・既に供用されている加古川中央ジャンクションから八幡稲美ランプまでの区間は、沿道200m以内の区域を第3種禁止地域等に指定している。

※市道加古川中部幹線2号線のうち、一部区間の南側100m以内の区域は禁止地域等から除外している（相当数の広告物が定着し、生活や経済活動に不可欠なものとなっていたため）。

※八幡稲美ランプは、接続する県道神戸加古川線との交点まで一定の距離があるため、当該区間の沿道100m以内等も第3種禁止区域としている。

(2) 今回供用区間に係る規制区域（案）

・今回の供用区間周辺は、市街地から広がった集落が点在する平野部を通過する道路であることや、既供用区間や接続する加古川バイパスとの規制の連続性を考慮し、沿道200m以内の区域を既供用区間と同様に第3種禁止地域等に指定する。

規制区域区分		第3種禁止地域等
区間	始点	八幡稲美ランプ（加古川市）
	終点	八幡三木ランプ（加古川市）
規制対象区域		路端から200m以内の区域（区域内は全て加古川市）

※下記理由により、除外区域は設定しない。

（理由）

上記区域内は全域が市街化調整区域であり、立地する建築物や表示・設置される屋外広告物は少ない。遮音壁によって視認できない場合の適用除外も考慮すると、区域内に現に表示・設置されている屋外広告物で、第3種禁止地域等に指定することによって表示・設置できなくなるおそれのあるものは、現地調査では確認されなかった。今回の規制が、事業者の経済活動や住民の生活に及ぼす影響は軽微と考えられることから、除外区域は設定しない。

規制区域指定（案）

